

はじめに いよいよ憲法改正の時機到来

日本憲法が昭和二十二年五月三日に施行されておよそ七十年近くなります。この憲法は、敗戦により日本が占領支配下におかれていた時に、連合国軍総司令部(GHQ)が自らわずか一週間で、我が國の大日本帝國憲法を抜本的に書き改め、日本側にその受け入れを迫つて作られたものです。残念ながら、その制定の過程においては、政府と日本国民の自由な意思は全く無視され、批判も検閲によつて禁じられていました。

本来であれば、昭和二十七年四月二十八日、サンフランシスコ平和条約が発効し、我が國が主権を回復して直ぐにでも日本人自身によつて必要な改正を行つべきでした。しかし、我々の生活と我が国を取り巻く国際環境が大きく変わつたにも関わらず、今日までただの一條も改正されることがあつませんでした。

憲法はこれまでのような、政府によるものも、現行憲法に「元首」との規定で差し支えないとしており、現に国際的には天皇は日本国を代表する元首であると認識されています。

しかし、憲法学者の中には、「天皇はすぎず元首ではない」といった見解があります。このようない解釈が出てくるのも、現行憲法に「元首」との規定がゆえに、國や自治体から宗教的色彩を帯びた事象は徹底的に分離すべきとする「完全分離主義」をとる立場の人々がいて、一般的に慣習・習俗として何ら問題なく行われてきたことも、問題とされるようになりました。

憲法二十九条第三項では「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と規定しています。この第三項は、国や公共団体を宗教から分離する、いわゆる「政教分離」の規定と呼ばれるものです。この規定があるがゆえに、國や自治体から宗教的色彩を帯びた事象は徹底的に分離すべきとする「完全分離主義」をとる立場の人々がいて、一般的に慣習・習俗として何ら問題なく行われてきたことも、問題とされるようになりました。

ドイツの憲法(基本法)では「婚姻及び家族は、国家秩序の特別の保護を受ける」とあり、またイタリア憲法では「国は経済的手段及びその他の措置により、家族の形成及びその責務の遂行を、特に大家族を考慮して、助成する」「母性、子供及び青少年を保護し、この目的のために必要な施設を助成する」と明記されています。世界では、「このように國家が憲法で家族を保護する実例が数多くあります。しかし、我が國の憲法では、共同体としての家族を尊重し、保護する規定を欠いています。

近年、行き過ぎた個人主義が私たちの日々の暮らしに様々な悪影響を及ぼしております。このことは、必ずしもその一例です。夫婦が別姓になることは、必然的に「親子別姓」になります。そこで、家族の一体感を損なうだけでなく、子供の姓を巡る争いの原因にもなり、家族の崩壊を招きかねません。

我が国では、遠い昔から、祖先を敬い、子孫の繁栄を願うという縦の繋がりとともに、次代を担う子供を共同体の一員として、地域社会全体で見守り育てるという横の繋がりを大切にする伝統を維持してきました。このように「血縁」や「地縁」を大事にすることなく、家族を大切にすることが将来的な日本の社会と国家の安泰に繋がることを考え、我が国の伝統的な価値観にもとづく国家による家族保護の規定を憲法上に設けることは大事なことなのです。

改正の 04 家族条項－家族を尊重し保護する規定を設ける

憲法第一条では天皇の法的地位は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」とされており、「元首」とは明記されていません。そのため内閣総理大臣が「元首」であるなど、様々な説家を支える「骨組み」であり、そこには、自國を特徴づける成り立ちや不易の価値、歴史伝統などの、「国柄」が明記されているべきものなのです。しかし、我が國の憲法は、GHQのアメリカ人の手によって英文で纏められた草案をもとに作成されました。そのため憲法前文は、我が国とは無関係な、米国との六つの歴史的な政治文書などを取り込んでアメリカ流の理想と思惑をもつて作成されたものなのです。そこには、日本国の「国柄」や独自性が全く反映されていません。ただし、政府の公式見解では、「天皇は元首と言つて差し支えない」としており、現に国際的には天皇は日本国を代表する元首であると認識されています。

しかし、憲法学者の中には、「天皇はすぎず元首ではない」といった見解があります。このようない解釈が出てくるのも、現行憲法に「元首」との規定で差し支えないとしており、現に国際的には天皇は日本国を代表する元首であると認識されています。

憲法二十九条は一項と二項で十分であり、三項は削除する

高裁は「行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為」に当るか否かという判断基準を示して「宗教的活動」には該当しないという極めて真っ当な判決を下しました。しかし、このようない判例があるにもかかわらず、今尚、本来社会的儀礼の範疇である首相の靖國神社参拝とか公人の護國神社参拝や玉串料などが問題とされて訴訟沙汰になっています。

我が国は有史以来万世一系の天皇を戴く「立憲君主國」です。日本の天皇は外国の国王や皇帝とは大きく異なり、歴代の天皇は国民とともにあって、国民の安寧と国家の繁栄を常に祈り続けてこられました。昭和天皇や今上陛下も、戦没者の慰靈や被災者会の実情に任せるべきであり、無用の混亂を招く二十九条三項の条文は削除することが強く求められます。

我が国では、遠い昔から、祖先を敬い、子孫の繁栄を願うという縦の繋がりとともに、次代を担う子供を共同体の一員として、地域社会全体で見守り育てるという横の繋がりを大切にする伝統を維持してきました。このように「血縁」や「地縁」を大事にすることなく、家族を大切にすることが将来的な日本の社会と国家の安泰に繋がることを考え、我が国の伝統的な価値観にもとづく国家による家族保護の規定を憲法上に設けることは大事なことなのです。